

令和8年度サーキュラーエコノミー推進モデル事業化支援業務委託仕様書

1 事業名

令和8年度サーキュラーエコノミー推進モデル事業化支援業務委託

2 目的

本県では、あいちサーキュラーエコノミー推進プラン（令和4年3月策定）に基づき、プラスチックや太陽光パネル等の推進モデルについて、事業者連携のプロジェクトチーム（以下「PT」という。）により具体化し、サーキュラーエコノミーへの転換による循環ビジネスの進展を図ることとしている。

本業務では、7つのPTについて、事務局としてPT会議の運営や、事業化に役立つ調査等を実施することで、取組の事業化に向けた支援を行い、年度末に成果発表を行う。また、令和9年度以降の事業化シーズを発掘する。

【サーキュラーエコノミー推進PT概要】

PT（推進モデル）	取組内容
PT① （プラスチック循環利用モデル）	産業廃棄物として廃棄またはサーマルリサイクルに回っている混合プラスチックや包装プラスチックを高付加価値なリサイクル原料として活用する製品の企画・製造
PT② （プラスチック循環利用モデル）	天然資源の利用削減となる地域のバイオマス資源を活用したバイオマスプラスチック製品の企画・製造、消費行動の啓発
PT③ （太陽光パネル循環利用モデル）	効率的な回収、リユース・リサイクルの判別・仕分け、リユース品の利用、リサイクルガラスの用途開発など一貫した処理体制の構築
PT④ （繊維・衣類循環利用モデル）	事業場で使用された作業着を効率的に回収・選別してアップサイクルによる再製品化、及びリサイクル企業等が連携した効果的な繊維・衣類循環の仕組みの構築
PT⑤ （リペア・リビルドモデル）	工場機器・設備の設置者や利用者、リペア・リビルド事業者、コンサルタント等が連携した設備や部品の長寿命化につながるビジネスモデルの検討
PT⑥ （食品循環利用モデル）	食品リサイクルの取組を進め、バリューチェーン全体で食品廃棄物を削減する仕組みを構築するとともに、性質・性状に応じた適正な循環利用を進める
PT⑦ （未利用木材循環利用モデル）	剪定した枝葉などの木質廃棄物のエネルギー利用、及び間伐材や竹などの未利用木材を活用したエコ製品の企画・製造

※PTについては、下記の愛知県Webページにも掲載している。

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/circulareconomy-pt.html>

https://aichi-shigen-junkan.jp/circular_economy/project

3 事業内容

7つのPTについて、事務局として、PT会議の運営や、必要な事業者支援、連絡調整等を行う。

各PTでの事業化に向けた課題を把握し、課題解決に資する調査等を企画・実施し、成果をPTで共有する。

また、令和8年度は各種事業化を図る最終年にあたることから、取組成果を共有・発信する成果発表会を企画・開催するとともに、県内事業者への普及啓発につながる事例紹介のコンテンツを作成する。

さらに、令和9年度以降の事業化シーズの発掘のため、ヒアリング調査を実施する。

4 委託業務の内容

(1) PT会議開催業務

- ・会議は合わせて21回以上開催することとする。PT単位での会議に加え、個別のWG単位での会議でも可とする。
- ・効果的な会議の開催に向け、PTで必要な専門的知見を持つアドバイザーを会議ごとに配置する。
- ・原則として会場開催とし、会議室及び必要機材を確保すること。状況に応じ必要な調整を行うこと。
- ・状況に応じ、会場開催、オンライン開催、会場・オンラインの併催、いずれのパターンにも対応すること。
- ・資料準備、記録作成、その他必要な連絡・調整等を行うこと。

(2) 事業化支援業務

ア 調査の実施

- ・PTごとに、PTの状況や専門的知見を踏まえ、事業化に資する調査を企画・実施する。
- ・事業化に資する調査において、資源循環性（廃棄物・資源投入量の削減量）やCO₂削減量等の定量調査を行うこと。
- ・調査結果について、報告書を作成し、各PTで共有する。

イ その他支援

- ・PTの状況に応じ、連携や参画の望まれる事業者の発掘やマッチング、必要な情報提供や各種調整、メンバー管理等の支援を行うこと。

(3) 成果発表会開催業務

- ・PTを設立してから令和8年度までの成果を共有・発信する成果発表会を1回開催する。成果発表会は全PT合同で開催する。
- ・各PTのアドバイザーを配置する。
- ・原則として会場開催とし、会議室及び必要機材を確保すること。200名程度の想定とするが、状況に応じ必要な調整を行うこと。
- ・状況に応じ、会場開催、オンライン開催、会場・オンラインの併催、いずれのパターンにも対応すること。
- ・資料準備、記録作成、その他必要な連絡・調整等を行うこと。

- (4) 取組事例紹介コンテンツ作成業務
 - ・PTの取組から、普及啓発に資する3件程度の取組を取材し、普及啓発につながる事例紹介のコンテンツを作成する。
 - ・コンテンツについては、県のWeb等へ掲載可能な形で作成する。
- (5) 事業化シーズの発掘業務
令和9年度以降の事業化シーズの発掘のため、先駆的な技術やリーダーシップを有する事業者等を発掘するヒアリング調査を15件程度実施する。
- (6) 報告書の作成
本業務に関する成果をまとめた報告書を作成する。

5 成果品

- (1) 業務報告書 2部(A4版)
- (2) 業務報告書の電子データが収められた電子媒体 1個
電子媒体には、文書、表及びグラフの他、報告書の作成のため使用した分析データの全ての電子情報を含めること。電子情報は、Microsoft社Windows10以降のオペレーティングシステム上で動作し、同社Word、Excelで使用できること。

6 委託業務にあたっての留意点

- (1) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。ただし、業務内容の詳細については、委託者と協議し、承認を得た上で実施するものとする。
- (2) 委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者（以下「総括責任者」という。）を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (3) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (4) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (5) 業務の実施に当たっては、法令等遵守及び安全対策等を徹底することとする。業務の実施により構造物の損傷や人身傷害等が発生した場合は、受託者の責任において対応することとする。
- (6) 採用された企画の実行にあたっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (7) PT及び参画事業者の状況に応じて適切な運営を図ること。また、業務の進め方については、随時、県及び関係者と密にコミュニケーションを取り、協議しながら進めること。

7 契約履行期間

契約締結日から令和9年3月30日（火）まで

8 その他

(1) 作成物の帰属関係

納入物件に掲げる作成物は、すべて愛知県に帰属する。

(2) データの保護処置

本業務で得られる情報等は、個人情報保護等に関する法令を順守し、万全を期するものとし、本業務に関わる事柄は、愛知県の許可なく公表もしくは第三者に知らせてはならない。

(3) 業務の実施等

ア 受託者は、業務に先立ち実施計画書を提出し、その承諾を得るとともに、定期的に県と十分に協議、調整を行うものとする。

イ 会議等に使用する資料の作成にあたっては、写真及び図等を使用し、第三者に対して容易に理解できるよう努力するものとし、それら資料について県担当者の承諾を得るものとする。

ウ 県有施設の会議室を利用する場合は、県と日程調整を行うこと。

(4) 本県との協議

受託者は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、県と協議のうえ決定する。

(5) その他

ア 受託者は、業務の進捗状況を県に適宜報告するものとする。

イ 受託者は、会議、県との協議及び打ち合わせの都度、その議事録を作成し県に提出する。

ウ 受託者は、調査結果のデータ等の入力、会議開催の日程調整、会議資料等の作成、その他当該業務の実施に必要な全てについて、当該契約をもって実施するものとする。